

## 議案第52号

杉並区中小企業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区中小企業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例  
杉並区中小企業資金融資あつせん条例（昭和43年杉並区条例第2号）の一部を  
次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 4 原油価格及び物価の高騰等の影響により事業の経営の状況が悪化したと認められる者が、令和4年10月1日から区長が別に定める日までの間に経営安定運転特例小口資金及び経営安定運転特例資金の融資のあつせんの申込みをした場合における第2条第7号及び第8号並びに第6条第2項及び第3項の規定の適用については、第2条第7号及び第8号中「運転資金」とあるのは「資金」と、第6条第2項及び第3項中「700万円」とあるのは「2,000万円」とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（提案理由）

原油価格及び物価の高騰等の影響により事業の経営の状況が悪化したと認められる者に係る融資をあつせんする資金の限度額等の特例を定める必要がある。